

テキセイカだより

vol. 2 ☆ 令和2年3月

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。介護給付適正化事業を実施している中で、皆様からいただくご質問を元に「テキセイカだより」を発行させていただいております。

今回は、ご質問の多い「暫定プランの考え方」についてお伝えさせていただきます。

1 暫定プランとは？

要介護認定の申請（新規・区変・更新）を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合に作成するケアプランのことです。※¹

（注意事項）

- ・認定結果が見込みどおりとならなかった場合、介護サービスに要する費用が自己負担になる可能性があるため、あらかじめ利用者等に十分な説明を行うこと
- ・暫定プランを作成する場合にあっても運営基準の「一連の業務」※²を行うこと
- ・結果が要介護か要支援か判断できない場合、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定プランを作成すること

※¹ 【平成 18 年 4 月改定関係 Q & A vol. 2 Q52 厚生労働省老健局振興課】

※² 【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第 13 条】

2 暫定プランと確定プラン

ここでは以下のとおりとします。

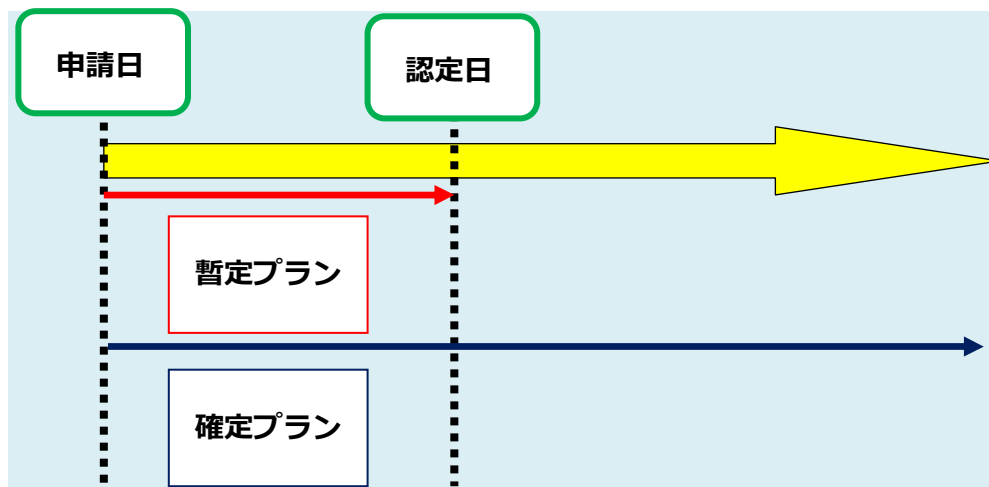
◇暫定プラン：認定結果が出るまでに作成するケアプラン

◇確定プラン：認定結果が出てから作成するケアプラン

（1）暫定プランと確定プランで内容に変わらない場合

例）認定結果が見込みどおり、ケアプラン変更なし

→ケアプラン開始の日付は申請日に遡る。確定プラン作成前の一連の業務は省略できる。

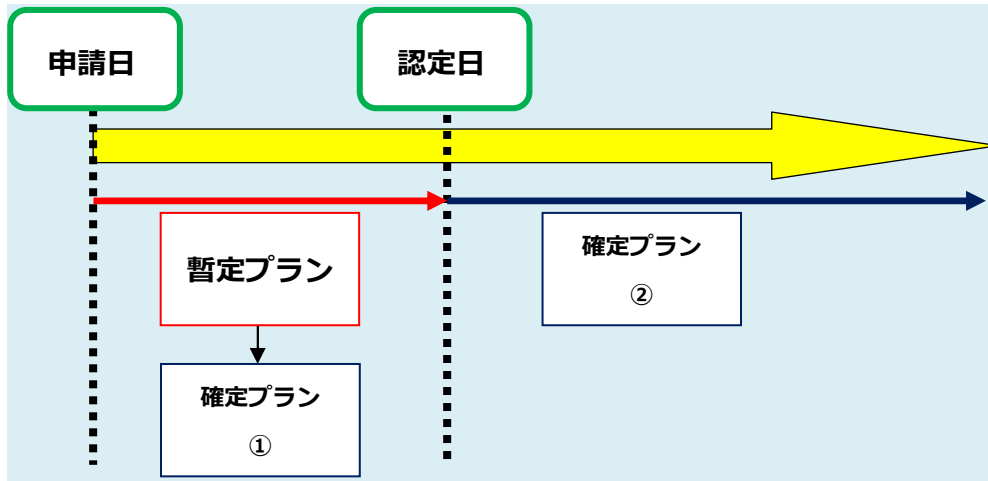


(2) 暫定プランと確定プランで内容に変更がある場合

例) 認定結果が見込みと異なる、結果が同じでもケアプランに変更がある

※申請日から認定日までのプランを確定プラン①(元暫定プラン)、認定日からのプランを確定プラン②とする
→一連の業務を行った上で確定プラン②を作成し、暫定プランは確定プラン①に読み替える。

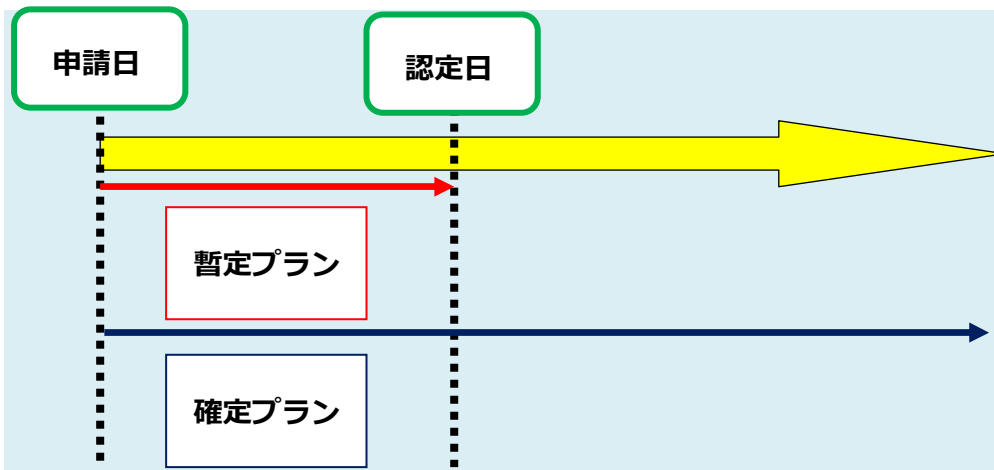
確定プラン②の開始日は認定日だが、作成日は実際に作成した日で差し支えない。ただし、審査結果が分かり次第できるだけ速やかに確定プランを作成すること。



(3) 要介護区分に変更がある場合

例) 要支援の見込みであったが、審査結果は要介護だった(逆も同じ)

→申請日に遡って確定プランを作成する。この場合も、介護度が見込みと異なることによって、目標やサービス等のプラン内容が変わる場合、一連の業務は省略できない。



以上が暫定プランと確定プランの考え方です。

一連の業務を省略する場合も利用者等への説明はその都度行い支援経過に残すようにしてください。

次回は「暫定プランの取扱い」について説明させていただきます。

介護給付適正化とは？

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと。適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するもの。

【厚生労働省】